

年金広報

2015 .1. 15
January
Vol.22
(通巻 667 号)

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-10-2
TEL. 03-3501-4761 FAX. 03-3502-0086
<http://kurassist.jp>
E-mail : info@kurassist.jp

[contents]

2 特別寄稿

財政検証結果にみる年金の将来

神奈川県立保健福祉大学
名誉教授
山崎 泰彦

5

受給者数が過去最多に 平成 25 年度厚年・国年事業の概況

厚生労働省は平成26年12月19日、「平成25年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」を公表した。公的年金制度の受給者数は過去最多となった。

6

平成 27 年 1 月 1 日より厚生年金 保険料等の延滞金を軽減

日本年金機構は平成26年12月19日、厚生年金保険料等の延滞金（平成27年1月1日以降の滞納期間の分）に係る軽減措置を公表した。

「被扶養配偶者非該当届」が 電子申請対応可能に

平成27年1月5日から「被扶養配偶者非該当届」が電子申請で提出できるようになった。

❖ 新春のご挨拶【年金広報】❖



日本年金機構理事長
水島 藤一郎

平成 27 年の新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

皆さまには、日頃からの国民年金事業をはじめ当機構の円滑な事業運営にご協力いただき感謝申し上げます。

私ども日本年金機構は、平成 22 年 1 月の発足から、公的年金制度の事業運営に対する国民の皆様の信頼を回復するために、業務の質の向上、業務運営の効率化や公正性・透明性の確保、そして年金記録問題への対応を最優先課題として全力を挙げて取り組んでまいりました。

日本年金機構は、昨年 4 月から第二期の中期計画期間に入りましたが、引き続き、年金記録問題への対応と適用、収納、給付、相談等の基幹業務について、もう一段、注力し、お客様の信頼を得られるよう適正な事業運営に努めてまいります。

昨年 6 月に公表した平成 25 年度の国民年金保険料の現年度収納率は、全国ベースで 60.9%と前年度比でプラス 1.9%ポイントとなり、目標を達

成することができました。これも一重に皆様方のご理解とご協力の賜物であると考えております。

この第二期中期計画期間中に国民年金の現年度納付率を 60%台半ばとすることを目標とし、国民年金保険料の収納対策を最重点事項として、様々な対策に取り組んでまいります。

特に、未納者の属性に応じてきめ細かく督促することで、免除や納付に結び付ける取組を行っていますが、これらの取組を効果的・効率的に行うには、市区町村が保有する「所得関連情報」を提供していただくことが必要不可欠であり、今後とも「所得関連情報」の提供についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、一昨年 4 月から、「市町村情報照会システム」を「ねんきんネット」に統合し、拡充を図っており、現在、約 1,000 の市区町村に導入していただいております。これにより、市区町村における、事務処理の迅速化や行政コストの削減に資することとなり、住民の皆様へより充実したサービスを提供できるものと考えております。現在ご検討されている市区町村におかれましては、是非とも導入をお願いいたします。

併せて、一昨年 4 月より推進しております、市区町村から日本年金機構に提出いただく国民年金適用関係届書情報の電子媒体化につきまして、相互の事務の効率化を図る観点から、是非ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私ども日本年金機構は、国民の皆様の年金権の確保に向けて、一丸となって取り組んでまいります。そのためには、国民の皆様にとって身近な行政機関である市区町村の皆様と協力連携が重要と考えております。引き続き、国民年金制度の普及・啓発活動に皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。

特別
寄稿

財政検証結果にみる年金の将来

神奈川県立保健福祉大学 名誉教授 山崎 泰彦



昨年の公的年金の財政検証結果、併せて行われたオプション試算を踏まえて、社会保障審議会年金部会を中心に年金制度の課題と今後のあり方について活発な議論が行われている。そこで本稿では、この間の経緯を振り返りながら、財政検証結果・オプション試算の概要を紹介した上で、年金の将来について考えてみたい。

財政検証とは

財政検証は、従来の財政再計算に代わって平成16年改正により導入されたもので、少なくとも5年ごとに、おおむね100年にわたる財政見通しを作成し、年金財政の健全性を検証する。

平成16年改正後の年金財政フレームワークは、次のとおりである。

保険料を段階的に引き上げ、平成29年以降の最終保険料（上限）を国民年金は月額1万6,900円（平成16年度価格）、厚生年金は18.3%に固定するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げ、その範囲内で給付を賄えるように給付水準を自動調整（マクロ経済スライド）する。また、従来の永久均衡方式に代えて、おおむね100年間で財政均衡を図る有限均衡方式を採用し、財政均衡期間の終了時の積立金を給付費1年分程度の保有にとどめ、それを上回る積立金については、将来的に取り崩し後世代の給付に充てる。

財政検証においては、財政見

通しとマクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する。その結果、次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

財政検証の諸前提

財政検証では、社会保障と税の一体改革等による公的年金制度の改正を反映させた上で、人口や将来の社会・経済状況について、複数のケースを前提として設定している。

人口については、「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）に基づき、合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りを設定している。

労働力率については、独立行政法人労働政策・研修機構の「労働力需給推計」に基づき、将来の経済状態の仮定に応じ、高齢者や女性の労働力率が上昇するなど「労働市場への参加が進むケース」と、「労働市場への参加が進まないケース」を設定している。

経済前提については、「年金財政における経済前提と積立金の運用のあり方に関する専門委員会」における検討結果に基づき、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で

重要な経済全体の生産性や効率性を示す全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした幅の広い複数のケースを設定している。

特に今回の財政検証において注目されるのは、前回と違って、基本ケースを置かず、労働市場への参加が進まず、マクロ経済スライドも機能しないケースを含めて、全部で8つの経済前提を設定していることである。

財政検証の結果

今回の財政検証では、夫婦の基礎年金を含む標準的な厚生年金の所得代替率について、共済年金を含めた「一元化モデル」で示している。

その所得代替率の将来見通しが財政検証の最大のポイントになる。検証結果をみると、内閣府試算の「経済再生ケース」に接続し、労働市場への参加が進む5つのケース（A～E）では、いずれも所得代替率が50%を上回っている。一方、内閣府試算「参考ケース」に接続し、労働市場への参加が進まない3つのケース（F～H）では、機械的に給付水準の調整を進めて行くとすれば、いずれも50%を下回る。特にケースHでは、平成67年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行し、おおむね100年の期間で財政均衡を図る有限均衡方式そのものが成立しなくなる。なお、後者の3つのケースの場合、実際には法律の規定上、50%にまで低下したところで給付水準の調整は終わり、給

付と負担のあり方について検討を行うことになる。

財政の健全性を示す指標である50%以上の所得代替率を確保できるのは、「経済再生ケース」に接続し、労働市場への参加が進むことが条件になる。しかも、その5つのケースにしても、ケースCの51.0%からケースEの50.6%の幅しかなく、辛うじて50%を確保できるにすぎない。

なお、前回の基本ケースに最も近いケースEについてみると、所得代替率は50.6%（基礎26.0%、比例24.5%）となり、前回の50.1%よりも0.5%高い水準になっている。その要因は、近年の出生率と積立金運用状況の改善によるものとみられる。

特に問題になると思われるのは、マクロ経済スライドの発動が遅れ、基礎年金の水準が当初の想定を超えて著しく低下することである。賃金水準が低下するなかで、足元の所得代替率は、平成16年改正時から大幅に上昇した。その一方で、給付水準調整終了の時期は、平成16年当時想定されていた平成35年度から大きく遅れ、所得代替率50%を確保できるケースA～Eの場合で、平成55～56年度になる。そのしわ寄せをまろに受けるのは基礎年金である。夫婦の基礎年金の最終的所得代替率は現在の36.8%から、25.6～26.0%にまで低下する。逆に報酬比例部分については、平成29年～32年には調整が終わり、所得代替率の低下も現在の25.9%から24.5%～25.3%への低下にとどまる。

なお、ここでの所得代替率は、65歳の新規裁定時のものであり、裁定後の年金額の改定は物価スライドにとどめられるので、対賃金比の最終的な所得代替率はさらに下がる。ただし、

法律上の規定ではないが、財政検証においては、既裁定年金の水準調整について新規裁定の所得代替率の8割を下限とし、少なくとも40%は確保されるものとされている。

前提が変化した場合

財政検証では、前提が変化した場合の影響についても示している。

人口については、経済前提ケースC、E、Gの場合の影響をみると、出生高位では所得代替率が3～5%上昇し、給付水準調整終了年度が5～9年早まるのに対して、出生低位では所得代替率が4～7%低下し、給付水準調整終了年度がさらに4～14年遅れる。死亡高位では、所得代替率が2～3%上昇し、給付水準調整終了年度が3～7年早まるのに対して、死亡低位では、所得代替率が2～3%低下し、給付水準調整終了年度がさらに3～7年遅れる。いずれにしても、人口の動向が所得代替率に大きく影響することが分かる。

また、現行の仕組みでは、物価、賃金の変動が低い年度は、マクロ経済スライドがフルに発

動しない。そこで、物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を±1.2%と設定した場合、ケースC、E、Gの所得代替率はそれぞれ0.2～2.5%低下することが示されている。

年金制度の持続可能性とセーフティネット機能

平成16年改正当時の試算では、給付水準の調整が終わる時点（平成35年度）の所得代替率は50.2%で、厚生年金の報酬比例部分が21.7%、夫婦2人分の基礎年金が28.3%という内訳であった。

一方、今回の財政検証では、最も高いケースCについてみて、最終的な所得代替率（平成55年度）51.0%の内訳は、報酬比例部分が25.0%、夫婦2人分の基礎年金が26.0%になり、報酬比例部分と基礎年金の比重が変化し、基礎年金の水準が著しく低下する。ちなみに、この水準を今の賃金水準に置き換えると、標準年金17.7万円（報酬比例部分8.7万円、基礎年金9.0万円）になる。一人分の基礎年金は4.5万円であるが、これは65歳

財政検証：所得代替率の見通し

〈2014年の所得代替率〉被用者年金一元化モデル：62.7%（基礎年金36.8%、報酬比例25.9%）

人口の前提：出生、死亡ともに中位

ケース	労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	給付水準調整後の所得代替率	給付水準調整の終了年度 基礎年金、報酬比例
A	労働市場への参加が進むケース	1.8%	50.9%	25.6%(2044)、25.3%(2017)
B		1.6%	50.9%	25.8%(2043)、25.1%(2017)
C		1.4%	51.0%	26.0%(2043)、25.0%(2018)
D		1.2%	50.8%	26.0%(2043)、24.8%(2019)
E		1.0%	50.6%	26.0%(2043)、24.5%(2020)
F	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	45.7%*	22.6%(2050)、23.0%(2027)
G		0.7%	42.0%*	20.1%(2058)、21.9%(2031)
H		0.5%	35～37%*	—

*ケースFは2040年度、ケースGは2038年度、ケースHは2036年度に所得代替率が50%になり給付水準の調整が終了し、給付と負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値である。なお、ケースHでは、機械的に給付水準調整を進めると、国民年金は2055年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率35%～37%程度。

の新規裁定の水準である。既裁定年金の最終的な水準は、新規裁定者の8割にまで下がり3.6万円になる。

法律上の規定では、財政検証の結果、次の財政計算期までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとなっている。この規定に従えば、経済成長率がマイナス0.4%という最悪のケースHであっても、平成48年度までは所得代替率50%を確保できるのだから、今後約20年は本格的な見直しの検討を求められることはないということになる。

しかし、すでに明らかなように、財政的な持続可能性は維持できるとしても、将来的にはセーフティネット機能(OECDの表現では「給付の十分性」)は確保できず、公的年金としての機能が著しく損なわれる。それが明らかになっているからには、経済停滞ケースに限らず、経済再生・成長のシナリオも含めて、制度改正に向けた取り組みを急ぐべきだというのが財政検証の正しい受け止め方だろう。

オプション試算

現行制度に基づく財政検証に加えて、社会保障制度改革国民会議の報告書やプログラム法で示された課題に資するよう、一定の制度改正を仮定したオプション試算も実施した。

マスメディアの報道や専門家のコメントも、財政検証それ自体よりもオプション試算に目を向けたものが多かった。

オプション試算は、「低成長下でのマクロ経済スライドの実施」、「被用者保険の更なる適用

拡大」、「保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制」の3つである。試算結果をみると、いずれも給付水準の低下を抑制する上で、一定の効果があることを示している。以下、それぞれの結果について紹介する。

オプション試算Ⅰ－マクロ経済スライドの仕組みの見直し

給付水準の自動調整の仕組みであるマクロ経済スライドは、物価・賃金の伸びが低い年度は十分に機能しない。そこで、財政検証の経済前提を基礎とし、平成30年度以降、物価・賃金が4年周期で±1.2%で変動する経済前提を仮定し、物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動する仕組みとした場合を試算。

試算結果では、ケースCで+0.4%、ケースEで+0.8%、ケースGで+5.0%ほど所得代替率が改善され、ケースHでは完全な賦課方式への移行を回避できる(ケースGは機械的に水準調整を続けた場合である。以下、同様)。当然に、見直しの効果は物価・賃金の伸びが低い場合ほど大きい。

オプション試算Ⅱ－被用者保険の更なる適用拡大

平成24年の年金機能強化法に

より、平成28年10月から、約25万人の短時間労働者に対する適用拡大が行われるが、その後平成36年4月から更なる適用拡大を行う場合の試算。

●適用拡大①一被用者保険の適用を一定以上の収入(月5.8万円以上)のある労働時間週20時間以上の短時間労働者に適用拡大、月収5.8万円未満の者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外とした場合を試算。

試算結果では、ケースC、ケースE、ケースGはいずれも+0.5%、ケースHで+0.3%ほど所得代替率が改善される。

●適用拡大②一被用者保険の適用を一定以上の収入(月5.8万円以上)のある全ての労働者に適用拡大とした場合を試算。

試算結果では、ケースCで+6.3%、ケースEで+6.9%、ケースGで+5.1%、ケースHで+3.9%ほど所得代替率が改善される。

オプション試算Ⅲ－保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

高齢期の保険料拠出がより年金額に反映するよう、基礎年金給付算定の納付年数の上限を、現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付

オプション試算

ケース	給付水準調整後の所得代替率	被用者保険の適用拡大(*2)		基礎年金の納付期間を65歳までの5年延長	65歳までの加入を前提に退職年齢と受給開始年齢を67歳に繰下げ
		約200万人	約1,200万人		
C	51.0%(2043)	+0.5%→51.5%(2042)	+6.3%→57.3%(2032)	+6.6%→57.6%(2042)	+17.7%→68.7%
E	50.6%(2043)	+0.5%→51.1%(2042)	+6.9%→57.5%(2029)	+6.5%→57.1%(2042)	+17.6%→68.2%
G	42.0%(2058)	+0.5%→42.5%(2056)	+5.1%→47.1%(2046)	+6.4%→48.4%(2053)	+15.8%→57.8%
H	41.9%(2054) (*3)	+0.3%→42.2%(2054)	+3.9%→45.8%(2047)	+6.0%→47.9%(2051)	+15.3%→57.2%

(*1) 上表の試算のほか、物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整が発動される仕組みとした場合の試算も行われている。

(*2) 一定の賃金収入(月5.8万円以上)のある、週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大。一定の賃金収入(月5.8万円以上)のある全ての被用者へ適用拡大(学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者を含む)。

(*3) 物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整が発動される仕組みとした場合の試算である。

年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。65歳以上の在職老齢年金を廃止した場合を試算。

試算結果では、ケースCで+6.6%、ケースEで+6.5%、ケースGで+6.4%、ケースHで+6.0%ほど所得代替率が改善される。

さらに以上の制度改革を前提とし、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合の効果を試算。

試算結果では、仮に67歳で退職し、受給開始年齢を67歳に繰下げた場合、ケースCで+17.7%、ケースEで+17.6%、ケースGで+15.8%、ケースHで+15.3%ほど所得代替率が改善さ

れる。

制度改革に向けて

以上の試算結果をみると、被用者保険の徹底した適用拡大（約1,200万人）や基礎年金の納付期間5年延長により、所得代替率の低下が大きく緩和されることがわかる。しかもその効果が主に基礎年金に及んでいることに注目したい。さらに、就労期間の延長・受給開始年齢の繰下げの選択制を組み合わせれば、現行制度での所得代替率程度の水準を維持することもそれほど困難ではない。

一方、想定された経済前提の下でのマクロ経済スライドの見直しや、200万人程度の被用者保

険の適用拡大だけでは、みるべき効果は期待できない。

はっきりしている方向性は、就労期間（拠出期間）を伸ばし、さらには受給開始年齢繰下げの選択制を拡大することである。世界に類を見ない高齢社会を迎えるわが国で、65歳を現役と引退の境界にするのでは社会が成り立たない。個人の人生としても、これだけ長寿化した時代にあって、65歳で引退というのは生き方としても健全なことではない。ただし、現行制度の財政フレームの下での就労期間の延長等は受給期間の短縮による給付水準の改善を意味し、負担増を緩和するための支給開始年齢の引上げではないことだけは確認しておきたい。

年金関連の情報

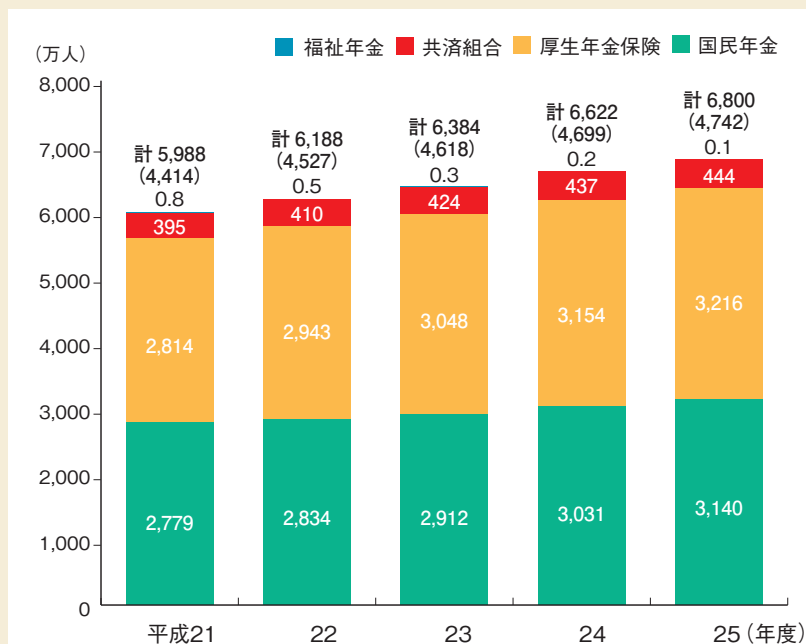
受給者数が過去最多に 平成25年度厚生・国民 事業の概況

厚生労働省は、平成26年12月19日、「平成25年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」をとりまとめ公表した。

これによると、公的年金制度全体の加入者数は6,718万人で前年度末に比べて18万人（0.3%）減少した。一方、受給者数（延人数）は179万人（2.7%）増の6,800万人で過去最多となっている（図1）。年金総額は前年度末より4千億円（0.7%）減の52兆8千億円であった（図2）。

厚生年金保険については、被保険者数は前年度末より56万人（1.6%）増の3,527万人で過去最

図1 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

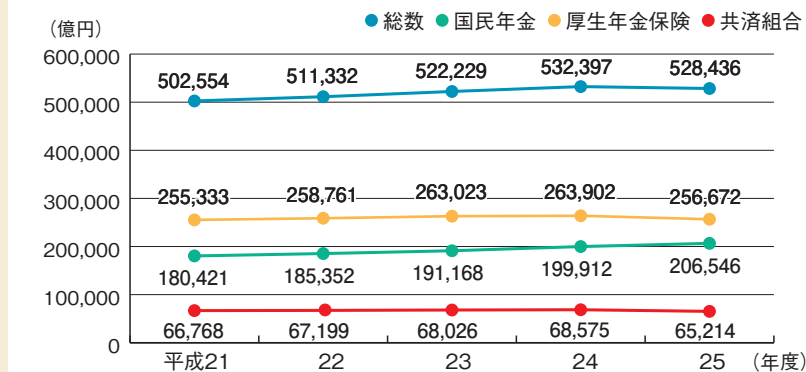


※（ ）内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数。

多となっている。被保険者1人当たりの標準報酬額は年額432万6千円で、前年度末より0.3%増加した。受給者数は63万人(2.0%)増の3,216万人で過去最多となっている。

国民年金については、第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、1,805万人で前年度末より58万人(3.1%)減少した。第3号被保険者数は15万人(1.5%)減の945万人であった。受給者数は109万人(3.6%)増の3,140万人で過去最多となっている。老齢基礎年金の平均年金月額額は5万5千円であった。

図2 公的年金受給者の年金総額の推移(年度末現在)



※上記の年金総額は、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額(年額)を合計したもの。一部支給停止されている金額を含む。

※上記「総数」は福祉年金を含む。

※共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

平成27年1月1日より 厚生年金保険料等の延滞金を 軽減

日本年金機構は、平成26年12月19日、厚生年金保険料等の延滞金に係る軽減措置について公表した。督促状の指定期限まで完納しない場合、納期限翌日から完納日までの期間の日数に応じて延滞金が徴収される。

平成27年1月1日以降の滞納期間に対応する延滞金の割合は表1のように軽減される。

表1のように軽減される。

表1 厚生年金保険料等の延滞金の割合(保険料額に乗じる割合)

	滞納期間		
	平成26年12月31日までの滞納期間	平成27年1月1日以降の滞納期間	
	平成21年10月分以前の保険料	平成21年11月分以降の保険料	
納期限翌日から3月を経過する日まで	年14.6%	年4.3%	次のうちいずれか低い方 a. 年7.3% b. 特例基準割合 ^{※1} + 1%
納期限翌日から3月を経過する日の翌日以降		年14.6%	次のうちいずれか低い方 a. 年14.6% b. 特例基準割合 ^{※2} + 7.3%

※1 平成27年1月1日～平成27年12月31日は2.8%

※2 平成27年1月1日～平成27年12月31日は9.1%

「被扶養配偶者非該当届」 が電子申請対応可能に

平成27年1月5日から「被扶養配偶者非該当届」が電子申請で提出できるようになった。事業主がこの届出を行う場合は、第3号被保険者本人作成による

「委任状」(PDFまたはJPEG形式)を添付する必要がある。

「被扶養配偶者非該当届」の追加により、電子申請のCSVファイル添付方式で届出できる対象手続きは計8手続きとなった。

CSVファイル添付方式が可能な手続き

- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届
- 健康保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届(資格取得・資格喪失・死亡))
- 被扶養配偶者非該当届